

特別な配慮が必要な 児童生徒への支援・指導

～「困っている」子供の姿を捉え直す～

令和8年度 小・中学校生徒指導対策協議会 資料

通常の学級における現状（令和4年調査）

知的発達に遅れはないものの、学習面・行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は増加傾向にあります。

令和4年（今回）

8.8%

平成24年

6.5%

平成14年

6.3%

35人学級であれば、クラスに**3名程度**在籍

※本調査は、学級担任等による回答に基づくものであることから、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

「困った子」から「困っている子」へ

表面的な行動（気になる姿）

- 集中できず、離席してしまう
- 指示どおりに動けない
- 忘れ物が極端に多い
- 自分勝手な発言が目立つ

背景にある困難（特性）

- 刺激を遮断できず、注意が逸れる
- ワーキングメモリの保持が苦手
- 整理整頓の手順が分からない
- 衝動のコントロールが未熟

× 「できるのにやらない」 → ○ 「一生懸命やろうとしても、できない原因がある」

支援の両輪：環境整備と合理的配慮

① 基礎的環境整備

不特定多数の障害者を対象とした事前的改善。

例：校内研修、バリアフリー化、ICT導入

② 合理的配慮

個々の場面で個々の子供のニーズに対応。

例：座席の配慮、ICT機器の使用許可、レポート代替、活動時間の確保

- 障害者差別解消法では、合理的配慮を的確に行えるようにする「**環境の整備**」（不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置）を、行政機関、事業者の努力義務としている
- 各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなるが、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進めることが重要である

「環境の整備」の例

(不特定多数の障害者が主な対象)

特別支援教育の理解を促進するための校内研修を実施する

施設をバリアフリー化する

スクリーンへ文字情報を提示する

「合理的配慮」の例

(個々の場面における個々の障害者が対象)

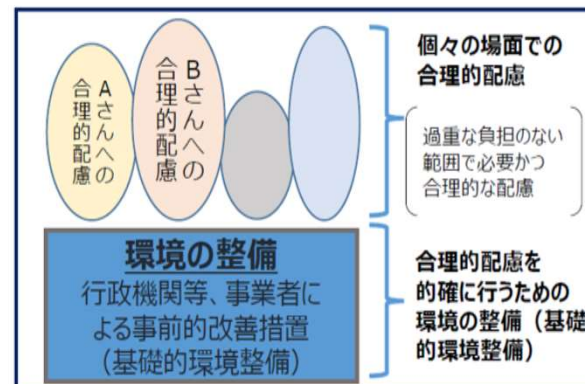
子供一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行う

子供の求めに応じて教室間の移動等の補助を行う

文字情報が見やすい位置に座席を設定する

留意事項

- 公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者などの人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上などが例として挙げられます。
- 環境の整備には、ハード面だけでなく、職員に対するソフト面の対応（職員・社員を対象とした研修やマニュアルの整備など）も含まれます。



「できた！」を増やす褒め方のコツ



感情を伝える

「挨拶してくれて、先生はとても嬉しいな」とメッセージで伝える



具体的に褒める

「友達に順番を譲れたね」とよかった行動をその場で具体的に認める



努力を認める

結果だけでなく「毎日練習をがんばっているね」と過程（スモールステップ）を褒める



まとめ

- ✔ その子供の「よさ」や「得意なこと」をまず見つけ、生かす。
- ✔ 「叱責」の連鎖を断ち、二次障害（自己肯定感の低下）を防ぐ。
- ✔ 小さな成功体験（スモールステップ）を積み重ねて自信を育む。

子供たちの「困り感」に寄り添う一歩を

令和8年度 小・中学校、高等学校等サポート事業

認定こども園、保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校等をサポートします。

- 各学校・園等に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒への指導について、先生方の相談に応じます。
- 通常の学級・特別支援学級・通級指導教室を問わず、相談に応じます。



専門相談員・専門アドバイザーはこんなサポートをします。

対象 専門相談員（各教育事務所）

・・・認定こども園、保育所・幼稚園、小・中学校、義務教育学校が対象

専門アドバイザー（各県立特別支援学校）

・・・認定こども園、保育所・幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が対象



方法 ・ 各学校・園等からの依頼を受け、直接訪問して相談を行います。

- 内容**
- ・ 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の見方や接し方の助言・情報提供
 - ・ 個別の指導計画、個別的教育支援計画の作成や活用について助言・協力
 - ・ 授業づくり（指導法や評価の仕方、教材教具の工夫、教室環境等）の助言・協力
 - ・ 特別支援学級の教育課程の編成について助言・協力
 - ・ 校内体制づくりに必要な役割分担や校内の連絡調整の仕方等について助言・協力
 - ・ 特別支援教育に関する教職員研修の講師、外部講師の紹介
 - ・ 相談を受けた学校等への情報提供や関係機関との連絡調整
 - ・ 「60分ケース会議」の開催に係る助言・協力
 - ・ 実態把握の助言
 - ・ その他、特別支援教育に関すること など



～相談内容例～



特別支援学級の教育課程の編成について教えてほしい。「特別的教育課程」とは、どういうことなの？

保護者の気持ちを理解して、よりよい連携を回すためには、どんな点に配慮したらいいの？

知的障害はなさそうだけど、数の理解や認識が難しい。これはLD？

実態把握はどのような観点で行えばいいの？

席を離れたり、他の子のじゃまをしたりするなど落ち着きのない子は、どのように対応すればいいの？

学習面で気になる子について、個別指導をどのように行ったらいいの？配慮すべきことは何？

相談窓口電話番号等～いつでもお気軽に御連絡ください。～

○ 教育事務所の専門相談員（認定こども園、保育所・幼稚園、小・中学校、義務教育学校を対象としています）

対象障害	相談窓口	電話番号	所在地	専門相談員
発達障害を含む全障害	中部教育事務所	027-232-6511	前橋市上細井町	前田 悦子 神田 珠美
	西部教育事務所	027-322-5915	高崎市台町	深堀 恵子 原田 恵生子
	吾妻教育事務所	0279-75-3370	吾妻郡中之条町	下谷 邦彦 黒岩 絵里香
	利根教育事務所	0278-23-0165	沼田市薄根町	大谷 幸雄 福嶋 清
	東部教育事務所	0276-31-7151	太田市西本町	山本 泰弘 大澤 一弘

○ 県立特別支援学校の専門アドバイザー（高等特別支援学校は、主に高等学校、中等教育学校を対象としています）

担当エリア	相談窓口	電話番号	所在地	専門アドバイザー
中部エリア	しらがね特別支援学校	027-268-6111	前橋市東大室町	板谷 みのり
	伊勢崎特別支援学校	0270-25-4461	伊勢崎市粕川町	小沼 由紀子
	渋川特別支援学校	0279-24-4911	渋川市渋川	坂本 祥子
	伊勢崎高等特別支援学校	0270-74-1991	伊勢崎市境	小曾根 和子
西部エリア	高崎特別支援学校	027-326-1616	高崎市東附町	岡田 洋子
	藤岡特別支援学校	0274-37-2011	藤岡市本郷	齋藤 裕章
	富岡特別支援学校	0274-75-1074	富岡市七日市	堀江 由紀子
北部エリア	高崎高等特別支援学校	027-353-3155	高崎市栄崎町	設楽 恭子
	沼田特別支援学校	0278-30-3030	沼田市東原新町	松井 亮子
	吾妻特別支援学校	0279-51-1111	吾妻郡中之条町	毒島 久幸
東部エリア	前橋高等特別支援学校	027-255-1516	前橋市青梨子町	大原 桜
	桐生特別支援学校	0277-22-0011	桐生市菱町	北原 由美恵
	館林特別支援学校	0276-73-4526	館林市上三林町	久保田 有香
	渡良瀬特別支援学校	0277-76-7321	みどり市笠懸町	深澤 真菜美
	太田特別支援学校	0276-32-3939	太田市藤阿久町	原島 美好
	太田高等特別支援学校	0276-32-0881	太田市藤阿久町	神立 佳代子
全県	館林高等特別支援学校	0276-71-1000	館林市上三林町	近藤 菜穂美
	盲学校	027-224-7890	前橋市南町	武井 絵里子
	聾学校	027-223-3233	前橋市天川原町	稲田 佳史
	赤城特別支援学校	027-237-2145	前橋市上小出町	水嶋 理絵
	二葉特別支援学校	027-373-2235	高崎市足門町	松井 智恵美
	二葉高等特別支援学校	027-360-6611	高崎市足門町	白井 順子
あさひ特別支援学校	0277-54-1749	桐生市広沢町	河野 友美	

※ 専門アドバイザーは全員、発達障害を含めた全障害について相談に応じます。



御不明な点については、下記まで御連絡をお願いします。

小・中学校、高等学校等サポート事業 担当
群馬県教育委員会 特別支援教育課 指導係
電話：027-226-4656
FAX：027-243-7759